

新潟県最低賃金

パートも!学生アルバイトも!

時間額

831

円

831
マサイで覚えよう!

効力発生年月日 令和2年10月1日

令和2年度新潟県最低賃金ポスターデザインコンテスト最優秀賞作品
長岡公務員・情報ビジネス専門学校 CG・Webビジネス科 蓮池 佳音 さん

特定最低賃金

電子部品・デバイス・
電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業
(電球製造業及び電気計測器製造業を除く)

効力発生年月日 令和2年12月30日

時間額 **910円**

各種商品小売業

(衣食住にわたる商品を小売する)
百貨店、総合スーパー等

効力発生年月日 令和元年12月31日

引き継ぎ時間額 **842円**

自動車(新車)、
自動車部分品・附属品
小売業

効力発生年月日 令和2年12月18日

時間額 **920円**

◎ 新潟県最低賃金は、どのような仕事でも、どのような雇用形態(臨時採用、アルバイト、歩合給)でも、新潟県内で働く全ての労働者に適用されます。
◎ 特定最低賃金には年齢(18歳未満、65歳以上)等の適用除外があります。

最低賃金のお問い合わせは最寄の労働基準監督署または
新潟労働局賃金室 (☎025-288-3504) まで

※働き方改革推進支援センターの無料相談に関するお問い合わせはこちら
新潟働き方改革推進支援センター (☎0120-009-229)